

第4章 さまざまな人権課題における人権教育・啓発の推進

1 女性の人権



現状

男女共同参画の社会づくりが進められ、女性の活躍やその必要性が言われている一方で、「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的に捉える考え方や、「男性優遇」の意識などが依然根強く残っており、家庭、職場、地域などにおける男女不平等の原因となっています。また、夫や恋人、元夫などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）²）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントでは女性が被害者となることが多く、女性の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

国は、昭和 60 年（1985 年）に「女性差別撤廃条約」を批准し、国際社会の一員として女性の差別撤廃に取り組んでいます。平成 11 年（1999 年）には、男女の人権がともに尊重される社会の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」を制定し、国や地方自治体、国民それぞれが果たすべき役割を定めています。さらに、女性に対する暴力（身体的・精神的・経済的等）などの急増に対応するため、平成 12 年（2000 年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」を制定するなど、女性の人権を守るための取組が進められています。

本町では、「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できること」を基本理念とする「大泉町男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。

町民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、「職場における昇給や昇進などの待遇の違い」「家事・育児や介護などを男女が共同で行っていない」の 2 項目が 4 割以上（それぞれ 43%、41%）と高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担について、男性は「同感しない」（45%）が最も高いのに対して、女性は「どちらともいえない」（49%）が最も高く、男性の約 2 割（17%）、女性の約 1 割（9%）は「同感する」としています。

² ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者やパートナーなど親しい関係にある、またはあった人からふるわれる暴力。身体的なものだけでなく、怒鳴る、無視する、生活費をわたさないなどの精神的・経済的な暴力や、望まない性行為を強要するなどの性的な暴力を含む。

女性の人権が守られるために必要だと思うことについては、男女ともに「結婚、出産、育児、介護にかかわらず、女性が仕事を続けられるような環境をつくる」が7割以上（男性71%、女性78%）で突出して高くなっています。



課題

性別にかかわらず、社会のあらゆる場面や機会において男女が対等な立場でそれぞれの能力を発揮し、支えあうことは、これからの地域社会に欠かすことのできない重要な課題であり、より強く取り組むことが求められています。しかし、性別による固定的な役割分担意識について容認する考え方は依然根強く残り、さらに、固定的な役割分担についてどう考えるべきか判断に迷う人も少なくないことがうかがえます。このような考え方や迷いが、家庭、職場、地域など、さまざまな場面や機会における男女の不平等につながることを強く認識し、性別がさまざまな活動の阻害要因にならない社会をつくることが重要です。また、性別にかかわらず、「仕事」と、家事、育児、介護、趣味や学習、地域活動など「仕事以外の生活」の両方を充実させた多様な働き方や生き方が実現できるよう、家庭、事業者、地域のそれぞれによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を促すことが必要です。

ドメスティック・バイオレンスや性犯罪などの女性に対するすべての暴力行為やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に努めるとともに、被害に遭った場合の早期発見、迅速な対応や再発防止、被害者やその家族などへの支援のための体制づくりが課題です。



施策の方向性

「大泉町男女共同参画推進計画」に基づく施策を推進します。

男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指します。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権を侵害するあらゆる行為を許さない環境づくりを推進します。

2 子どもの人権



現状

近年、出生率の低下、核家族化の進行、生活様式の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、子ども同士によるいじめや暴力、教職員、指導者や親による体罰、家族による虐待や育児放棄など、子どもたちの人権が侵害される問題は深刻化しています。また、子どもたちが性犯罪や性的搾取などの被害に遭う事件も後を絶ちません。

さらに、インターネットや携帯電話の普及により、このような人権侵害の影響が従来とは比較できない速さで、広範囲に及ぶようになってきていることも注視しなければならず、社会全体でどのように子どもたちを守るかが問われています。

国は、子どもの権利を保障する基本的な法整備を進め、平成6年（1994年）に子どもの基本的人権を国際的に保障する「児童の権利に関する条約」を批准しました。近年では子どもたちのいじめの防止や早期発見を図るため、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」を施行し、国や地方自治体、学校や教職員、保護者それぞれの責務を明示しています。

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」の5つの指針の一つに、「子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。」を掲げています。また、「大泉町次世代育成支援行動計画」により、地域全体で子どもを育て社会づくりを推進し、さらに、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」、「大泉町いじめ防止基本方針」に基づき、計画的に事業を実施していきます。

町民意識調査によると、子どもの人権が尊重されていないと感じることについて、「保護者による子どもへの暴力や、育児の放棄などの児童虐待」が約7割（69%）で最も高く、次いで「子どもによる暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ」が約6割（58%）、「大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに強制すること」が約5割（47%）となっています。

また、近所の子どもが虐待されていることを知った場合の対応について、「学校、警察や民生・児童委員などに通報する」が7割と突出して高くなっていますが、約2割（22%）は「何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない」としています。

子どもの人権が守られるために必要だと思うことについては、「子どもが周囲から孤立しないような環境をつくる」「家庭、学校、地域の連携を強め、社会全体で子どもを育てる」「学校において、いじめ防止の取組を強化する」の3項目がいずれも約5割と高くなっています。



課題

いじめや仲間はずれ、暴力など、子ども同士での人権侵害と、虐待や育児放棄、考え方の押しつけなど、大人による子どもの人権侵害との2つの視点で取り組む必要があります。

子ども同士の人権侵害を防ぐためには、子どもたちが互いを思いやり、互いの人権を尊重する心を育むことのできる環境を作ることが必要です。大人による子どもの人権侵害を防ぐためには、大人が子どもの人権を正しく理解できるような学習機会と情報提供を充実させることが必要です。

子どもや家族が発するサインを見逃さず、人権侵害を未然に防げるよう早い段階で適切な対応をすること、発生してしまった場合は、被害者を迅速に保護し、心身のケアを十分に行うとともに、再発防止を図ることが重要です。



施策の方向性

「大泉町子ども・子育て支援事業計画」、「大泉町いじめ防止基本方針」に基づく施策を推進します。

学校と家庭、地域、関係機関・団体が連携して、子ども同士のいじめや暴力、大人による虐待などを未然に防止するための取組を強化するとともに、被害に遭った子どものこころとからだのケアを図るための体制づくりを推進します。特に大人による虐待などの深刻な事態に対して、社会全体で早期発見や被害者の保護に取り組めるよう、通報体制の充実と周知に努めます。

家庭の子育て力向上や、子どもや子育て家庭を社会全体で支援するシステムの構築を図るとともに、子どもや子育て家庭のための相談体制をより充実させます。

人権についての正しい理解を身につけ、勇気を持って自ら行動できる子どもたちを育てるとともに、それを支え、見守ることができる能力を大人たちが身につけられるよう、学校教育と社会教育において、子ども、大人の両方への人権教育を計画的に推進します。

より質の高い人権教育・啓発を推進するために、教職員や保育士、子育て支援機関・団体職員、社会教育関係者など、人権教育・啓発にかかわる人の資質向上と人材育成に努めます。

3 高齢者の人権



現状

急速に進む高齢化により、高齢者やその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者自身の健康の状況などによるさまざまな暮らし方を尊重し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる社会づくりが求められています。

国は、高齢社会への対策を総合的に推進するため、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」を施行しました。また、増大する高齢者の介護ニーズを社会全体で支えあうしくみとして、平成12年（2000年）に介護保険制度を導入しました。その後、介護保険制度の普及・活用が進む一方で、高齢者に対する身体的・精神的虐待等が社会問題化する中、平成18年（2006年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を施行しました。平成24年（2012年）には「老人福祉法」を改正し、市町村に市民後見人³の養成努力義務が課されるようになりました。また、災害対策のための「災害対策基本法」を平成25年（2013年）に改正し、避難時に特に配慮を要する高齢者等の円滑な避難の確保について定めています。

平成22年（2010年）の国勢調査によると、本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は16.9%で、県内では2番目に低いものの、高くなる傾向にあります。また、本町の高齢者がいる世帯の数は総世帯数の27.5%を占めており、これも増加する傾向にあります。

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」の5つの指針の一つに、「高齢者をうやまい、健康で生きがいのある生活に手をかそう。」を掲げています。また、「安心して生活できるやさしいまちづくり」「自分らしく健康でいきいき暮らせるまちづくり」「支えあいふれあいのあるまちづくり」「心豊かで生きがいのある充実したまちづくり」の4つを基本理念とする「大泉町高齢者保健福祉計画」を策定し、住み慣れた地域で支えあいながら心身ともに健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を目指しています。

町民意識調査によると、高齢者の人権が尊重されていないと感じることについて、「判断能力が十分でない高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」「病気などになったとき、十分な介護や看護が受けられない」の2項目が4割以上（それぞれ47%、44%）と高くなっています。

³ 市民後見人：親族以外の市民による後見人。認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない人の財産管理や日常生活における契約など代理して行う人。国は、成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民後見人も後見等の業務を担えるよう、市町村で市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組を支援している。

高齢者の人権が守られるために必要だと思うことについては、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす」が4割以上（43%）で最も高くなっています。



課題

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症や障害のある高齢者の増加が見込まれる中、地域の社会構造を見直し、年齢にかかわらず、地域でいきいきと暮らし続けられる社会の実現が課題です。そのためには、十分に適切な医療と介護、自立した生活を支援する体制、社会基盤とインターネット等情報基盤のバリアフリー化、地域社会の一員としての能力発揮、犯罪や災害時の被害から高齢者を守る等の視点が重要です。このような視点を軸として、家族と地域、医療や介護、社会教育や警察等の関係機関・団体が連携し、見守り、支える体制をつくり、ともに役割を果たしていくことが必要です。



施策の方向性

「大泉町高齢者保健福祉計画」に基づく保健福祉施策を推進します。

地域社会を構成する重要な一員として、高齢者が生きがいと尊厳をもって安全に安心して暮らし続けられるよう、家庭や地域、関係機関・団体等が連携して、高齢者やその家族を地域社会全体で支え、見守るシステムの構築を目指すとともに、高齢者やその家族のための相談体制をより充実させます。

高齢者の豊かな能力や知識、経験を生かした地域活動への参加や就労を支援するとともに、生きがいづくりや健康づくりのための場や機会の提供に努めます。

高齢者の人権について正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供の充実を図るとともに、異なる世代間の交流機会の充実に努めます。

4 障害のある人の人権

▶ 現状

誰もが住み慣れた地域でともに生活できる社会こそが普通（ノーマル）な社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方に基づいた社会づくりが進められている一方で、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、自立や社会参加が阻まれている状況が見られます。

国は、平成5年（1993年）に「障害者対策に関する新長期計画」、平成7年（1995年）に「障害者プラン」を策定し、平成23年（2011年）には「障害者基本法」の改正、平成24年（2012年）には「障害者虐待防止法」を施行しました。平成25年（2013年）には「障害者基本計画（第3次）」策定、「障害者雇用促進法」改正、「障害者自立支援法」の「障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」としての改正、「障害者差別解消法」の公布等を行うなど、障害の有無にかかわらず、互いの能力と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指しています。また、災害対策のための「災害対策基本法」を平成25年（2013年）に改正し、避難時に特に配慮を要する障害者等の円滑な避難の確保について定めました。また、国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」を平成26年（2014年）に批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するとともに、障害者の人権尊重についての国際協力をさらに推進しています。

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」の5つの指針の一つに「障害者の人格を尊重し、持てる力を発揮できるように支援しよう。」を掲げています。本町における障害者手帳所持者数（身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳所持者の合計）は、平成26年（2014年）に1,501人となっており、総人口の3.6%を占めています。障害者数は高齢者を中心に増加傾向にあり、重度・重複化が進んでいます。このような状況を背景に、「大泉町障害者基本計画」、「大泉町障害福祉計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、ともに支えあう町の創造を目指しています。

町民意識調査によると、障害のある人の人権が尊重されていないと感じることについて、「就職・職場で不利な扱いを受ける」が4割以上（44%）で最も高くなっています。また、職場で障害のある人とない人が一緒に働く場合の対応について、「一緒に仕事をしてもかまわない」が約6割（57%）で突出して高く、「よい機会なので、一緒に仕事をしたい」との合計値「一緒に仕事をしたい・してもかまわない」は8割以上（82%）となっています。

障害のある人の人権が守られるために必要だと思うことについては、「障害のある人

が仕事に就ける機会をつくる」が5割以上（51%）で最も高く、次いで「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」が4割以上（44%）と高くなっています。



課題

障害の有無にかかわらず、ともに学び、育ち、働き、地域社会で活躍できる社会の実現が課題です。今後、高齢者の増加に伴い障害のある人の増加と高齢化がさらに見込まれる一方、さまざまな障害に対して生活を支援する技術や考え方が新たに生まれ、現在の状況と将来を見据えた対応が求められています。

障害のある人が地域で暮らし続けるためには、経済的な自立や生活を支援する体制、社会基盤とインターネット等情報基盤のバリアフリー化、地域の一員としての能力発揮、犯罪や災害時の被害から障害のある人を守る等の視点が重要です。特に、経済的な自立を促すためには企業・団体等の事業者との連携が重要です。また、自立が困難な障害のある人の生活を支援するためには適切な医療や福祉サービスの提供が不可欠です。このような視点を軸として、家族や地域、事業者、医療や介護、社会教育や警察等の関係機関・団体が連携し、見守り、支える体制をつくり、ともに役割を果たしていく必要があります。



施策の方向性

「大泉町障害者基本計画」、「大泉町障害福祉計画」に基づく福祉施策を推進します。

地域社会を構成する一員として、障害のある人一人ひとりの能力や適性に応じて自立した生活ができるよう、事業者等の関係機関・団体と連携して安定的な雇用と働きやすい労働環境づくりを促します。また、障害のある子どもが適切な教育を受けられるよう、教育・保育機関の受入れ態勢の充実を促します。

障害のある人が生きがいと尊厳をもって安全かつ安心して暮らし続けられるよう、家庭や地域、関係機関・団体等と連携して、障害のある人やその家族を地域社会全体で支え、見守るシステムの構築を図るとともに、障害のある人やその家族のための相談体制をより充実させます。

障害のある人の人権について正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供の充実を図るとともに、地域活動などを通じた交流機会の充実に努めます。

5 外国人住民の人権

現状

日本における在留外国人数は、平成 25 年（2013 年）12 月末現在で約 207 万人となっています。また、同年に日本へ入国した外国人数は 1,125 万人以上となっており、初めて 1 千万人を超えました⁴。国は、外国人住民の利便性向上と行政サービスの合理化を図るため、外国人登録制度を廃止し、新しい在留管理制度の導入と、中長期日本に滞在する外国人住民の住民基本台帳への編入を行いました。

本町における在留外国人数は、平成 26 年（2014 年）5 月末現在で 6,239 人となっており、群馬県内の市町村では 3 番目に多く、総人口に占める割合（15.3%）は 1 割を大きく超えています⁵。国籍・地域を見ると、ブラジルが 6 割以上で特に多くなっています。このような特性を背景に本町では、言葉や文化、習慣が異なる人たちがともに安心して快適な生活が送れる「秩序ある共生のまちづくり」を目指して、ポルトガル語版の広報紙「GARAPA」⁶や多文化共生コミュニティセンターなどを活用して、外国人住民を対象に、町の情報や日本における生活のルールやマナーの案内などの情報の提供や、日本の生活習慣や文化などをさまざまな言語で伝える「文化の通訳」登録制度⁷なども実施しています。また、小中学校では日本語学級を開設して、日本語指導や適応指導を行っています。さらに、各校に日本語指導助手を配置しています。

町民意識調査によると、外国人住民の人権が尊重されていないと感じることについて、「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でない」が 4 割以上（46%）で最も高くなっています。次いで「人権が尊重されていないとは感じていない」が約 3 割（29%）と高くなっています。

外国人住民の人権が守られるために必要だと思うことについては、「外国人住民の文化や生活習慣などへの理解を深める」が約 6 割（59%）で特に高くなっています。

また、平成 26 年（2014 年）4 月に実施した「町民満足度・意識調査」⁸によると、「外国の人と交流したり、交流を深めたいと思いますか」は「いいえ」（42%）が「はい」（31%）を上回っています。

⁴ 法務省入国管理局調べ。

⁵ 群馬県市町村課公表資料より。県内で在留外国人数が最も多い伊勢崎市（9,773 人）、2 番目に多い太田市（7,895 人）に次いで 3 番目に多い。総人口に占める割合は資料に基づき大泉町が独自に算出。

⁶ ポルトガル語版広報紙「GARAPA（ガラッパ）」：外国人住民にも特に知ってもらいたい情報などをポルトガル語で紹介。毎月 25 日に発行。年に数回、特集号を発行。公共施設などに配架するほか、企業やブラジル店舗、学校など各所に配布。

⁷ 「文化の通訳」登録制度：「文化の通訳」とは、日本の文化や習慣、マナーなどを正しく理解し、身近な人に伝えることのできる人を指す。多文化共生コミュニティセンターでは「文化の通訳」登録制度として、この「文化の通訳」の登録や育成を行っている。

⁸ 町内在住の 18 歳以上の男女 2,935 人を対象に、平成 26 年（2014 年）4～5 月に実施。無作為抽出方法、郵送により配布回収。回収率 28.4%



課題

互いの生活習慣や文化の違いに対する誤った理解や無関心が、それぞれの暮らしにくさや、外国人住民への差別や偏見につながります。国籍にかかわらず、地域社会の対等な構成員として互いを尊重しあえる地域づくりのために、一人ひとりの理解を促すことが必要です。

また、外国人住民が地域で安心して暮らし続けられるよう、情報提供や相談体制を充実させることが課題です。



施策の方向性

外国人住民の人権について関心を持ち、正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供、地域活動などを通じた交流機会の充実を図るとともに、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティを備えたグローバルな人材の育成を推進します。

また、地域社会の構成員として外国人住民の意見や考えを取り入れやすいしくみをつくとともに、外国人住民のための情報提供や相談体制をより充実させます。

外国人であることを理由とする差別や偏見などの人権侵害に迅速に対応し、再発の防止に努めます。

さらに、このような取組をより効果的に進めるために、国際交流や多文化共生を推進する関係機関・団体との連携強化を図ります。

6

同和問題



現状

同和問題は、日本固有の人権問題です。国は、この問題について、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識を明らかにしました。この答申には「同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解決すると主張することには同意できない」ということも明記され、同和問題への向きあい方が示唆されています。この答申を受け、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を制定し、その後、「地域改善対策特別措置法」を経て「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」へ移行し、この法律が失効した平成14年（2002年）3月末までの33年間にわたり、対象地域の住民の社会的、経済的地位の向上や、差別意識の解消に努めてきました。

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」制定にあたり、同和問題の一日も早い解消を強く意識しました。また、国の法律失効後も、それまで培った同和教育・啓発の手法を生かし、各種事業を展開するとともに、各地域公民館においても教育・啓発活動などを実施しています。

町民意識調査によると、日本の社会に「同和問題」「部落問題」などと言われる問題があることについて、「知っている」が約6割（59%）で突出して高く、「聞いたことがある」との合計「知っている・聞いたことがある」は8割以上（83%）となっています。現在問題となっていると思う同和問題については、「結婚に周囲が反対する」が5割（50%）で高くなっています。また、日頃から親しくつきあっている友人や職場の人が同和地区出身の人であるとわかったときにどう考えるかについて、「これまでと同じように、親しくつきあっていく」が7割（70%）で突出して高くなっています。

同和問題についてどう考えるかについては「人間の自由や平等などにかかわる問題なので、みんなで考えるべきだ」が約4割（37%）で最も高く、「正しい知識を得るために、同和問題について学びたい」も約1割（11%）見られます。また、同和問題を解決するために必要だと思うことについては、「同和問題が正しく理解されるよう、教育・啓発活動を推進する」が5割以上（51%）で特に高くなっています。しかし、その一方で、同和問題について「あまりさわがず、そっとしておくのが良い」が約2割（17%）で、「非常に難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」「特に関心がない」（ともに6%）といったものも見られます。また、同和問題の認知度については年代差が見られ、若い世代で低くなっています。



課題

誤った理解や考え方、無関心が同和問題解決の障壁となっています。正しい情報を得て正しく理解すること、さらに、誤った理解や考え方と出会った時にその誤りに巻き込まれることなく勇気を持って行動できることが重要です。

子どもから大人まで、同和問題を正しく理解し、行動できる町民を育てることが課題であり、年代によって同和問題に対する認知度に差が見られることを踏まえ、学校教育と社会教育それぞれの担うべき役割を強く認識することが必要です。



施策の方向性

同和問題について認識を高め、正しい理解と勇気ある行動を身につけられる子どもと大人をともに育てられるよう、学校教育と社会教育それぞれで計画的に教育・啓発に取り組みます。また、学校教育と社会教育を連携させた、教育・啓発の機会や情報提供の充実を図ります。

結婚や就職、差別的な発言や表現など、同和問題にかかわる事象の監視を強化するとともに、関係機関・団体等と連携して適切な対応を図ります。

7 インターネットによる人権侵害



現状

国内のインターネット利用人口は年々増加しており、平成 24 年（2012 年）末で約 9,652 万人となっています。人口普及率は約 8 割となっており、インターネットは私たちの暮らしに欠かせないものとなっています⁹。しかし、インターネット上では匿名による書き込みが可能なことを悪用した個人の名誉棄損やプライバシーの侵害、差別の助長など、人権を侵害するさまざまな問題が起きています。

国は、平成 14 年（2002 年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を施行し、インターネット上で個人の名誉や著作権の侵害があった場合にプロバイダー¹⁰等が負う損害賠償責任の制限や、発信者情報の開示を請求する権利を規定しました。また、平成 17 年（2005 年）に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を全面施行するとともに、これを踏まえて「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を改定するなど、インターネットによる人権侵害への対策を推進しています。平成 21 年（2009 年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」を施行し、子どもたちが安心してインターネットを利用できる環境づくりを推進しています。

本町では、平成 19 年（2007 年）に「大泉町個人情報保護条例」を施行し、行政機関が保有する個人情報について、適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護を図っています。また、「大泉町情報セキュリティポリシー」を必要に応じて見直し、情報セキュリティ対策を積極的に推進しています。

町民意識調査によると、現在起きていると思うインターネットによる人権侵害の問題について、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報が掲載されている」が 6 割以上（63%）で最も高く、次いで「知らないうちに個人のプライバシーが侵害されるような画像が存在する」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」の 2 項目が約 5 割（それぞれ 48%、47%）と高くなっています。

インターネットによる人権侵害を解決するために必要だと思うことについては、「プロバイダーなどに対し人権を侵害する表現や情報の削除を求める」が約 6 割（57%）で最も高く、次いで「利用者やプロバイダー等へのプライバシーや名誉の教育・啓発活動の推進」が約 5 割（49%）と高くなっています。

⁹ 総務省「平成 24 年通信利用動向調査」。インターネット利用人口は、この調査で得られた 6 歳以上のインターネット利用率に 6 歳以上の推計人口を乗じて算出した推計値。人口普及率は、インターネット利用人口が 6 歳以上の推計人口に占める割合。

¹⁰ プロバイダー：インターネットに接続するためのサービスを提供する事業者。



課題

匿名でのやり取りであっても、インターネット上の情報の向こうに、互いに思いや
るべき相手がいること、インターネット上に掲載した情報によって深刻な人権侵害が
起こりうること、さらに誰もが犯罪の被害者にも加害者にもなりうることを、インテ
ーネットを利用するすべての人が強く認識できるよう促すことが必要です。

特に学校教育においては、家庭と地域との連携により、さまざまな学習機会をとら
えて、個人の責任や情報モラルなどの教育の充実が重要です。また、それを支えられ
る能力を子どもたちの保護者や指導者をはじめとする大人が身につけることが重要で
あり、学校教育、社会教育の両方で情報モラル教育をさらに推進することが課題です。



施策の方向性

学校教育と社会教育において、子どもから大人まですべての世代に対する情報モラ
ルの教育・啓発をさらに推進します。

子どもたちが、確かな人権感覚に基づいてインターネットを利用した情報活用を学
ぶ機会の充実を図ります。

プロバイダー等の情報サービス事業者や警察等の関係機関・団体と連携して、人権
を侵害する情報の監視と迅速な対応の強化を図ります。

8 HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権



現状

感染症を克服するための研究や医療技術、衛生環境の進歩、予防方法の周知などにより、これまで多くの感染症が克服されてきました。しかし、HIV（エイズウイルス）¹¹やハンセン病¹²など一部の感染症についてはその治療法や予防法、感染のしくみについての正しい理解が未だ十分にされているとはいえ、誤った理解や無関心により、感染者や患者、元患者やその家族等への差別、偏見、プライバシーの侵害などの人権問題が起きています。

国は平成 11 年（1999 年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、平成 21 年（2009 年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行するなど、感染症患者や元患者、その家族などに対する差別や偏見の解消を目指した啓発活動を行っています。

本町では、県発行のリーフレットや啓発冊子を通じて、HIV 感染者やハンセン病患者に対する差別や偏見を解消し、理解を深めるために周知を行っています。

町民意識調査によると、HIV 感染者やハンセン病患者などの人権が尊重されていないと感じることについて、「結婚を断られたり、離婚を迫られたりする」「職場や学校で不利な扱いを受ける」の 2 項目が 3 割以上（それぞれ 34%、31%）と高くなっています。HIV 感染者やハンセン病患者などの人たちの人権が守られるために必要だと思うことについては、「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」が 7 割以上（73%）で突出して高くなっています。

¹¹ HIV（エイズウイルス）：HIV への感染後に免疫力の低下とそれに伴う病気の発症に至ったものが AIDS（後天性免疫不全症候群）。日本では昭和 60 年（1985 年）に初めて AIDS 患者が報告されて以降、HIV 感染者数、AIDS 患者数は増加を続けている。しかし、正しい知識とそれに基づく個人の注意深い行動によって、多くの場合 HIV への感染を予防することが可能。また、近年では治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に治療を受けることで AIDS の発症を遅らせることが可能となっている。

¹² ハンセン病：「らい菌」という細菌への感染による。らい菌の感染力は弱く、さらに感染しても発病することはまれで、現在では治療方法が確立しており、万一発病しても、適切な治療によって治癒が可能。遺伝しないことがわかっている。新たな患者は国内では年間 0～数名にとどまっており、治療によって治癒する。治療が遅れると指や手足などに知覚麻痺や変形といった後遺症となることがある。かつて適切な治療法が確立されていない時代には隔離政策がとられ、平成 8 年（1996 年）に廃止されるまで続いた。県内には、全国に 13 か所ある国立の療養所の一つ国立療養所栗生楽泉園（草津町）がある。



課題

感染症についての誤った理解や無関心が、感染者や患者、元患者、さらにその家族などに対する差別や偏見につながります。身近に感じられないことであっても、解決すべき重要な人権課題であることを認識し、正しく理解することが課題です。

また、医療や衛生面での進歩により、情報や認識が従来とは異なることがあるため、最新の情報を正確に伝えられる体制をつくることも必要です。さらに、感染の予防や早期発見を図るため、性教育を含めた正しい知識の普及啓発活動の推進が課題です。



施策の方向性

感染者や患者、元患者やその家族などが安心して治療を受けたり、地域社会において自立した生活ができるよう、国や県、医療・保健福祉機関などの関係機関・団体等との連携による相談体制をより充実させます。

感染症等について正しい理解と行動を身につけられるよう、学校教育と社会教育における教育・啓発の機会や情報提供の充実を計画的に図ります。また、最新の情報を正確に伝えられるよう、情報提供体制を充実させます。

9 その他さまざまな人権

犯罪被害者等の人権



現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症、仕返しへの不安、日常生活への影響などによって、精神的、肉体的、経済的に苦しめられるだけでなく、中傷や無責任なうわさ等によって名誉を傷つけられたり、プライバシーが侵害されるなどの二次的被害を受けることがあります。

このような二次的被害の苦しみについて理解し、被害者の立場や気持ちに配慮できるような教育・啓発が課題です。また、犯罪被害者やその家族の一次的被害からの回復と二次的被害の防止のために、学校、医療・保健福祉機関、警察や消防、メディア、支援団体等の関係機関・団体との連携により、地域全体で守り、支える体制づくりを推進することが課題です。また、子どもが犯罪被害者やその家族である場合、特に注意深い対応が必要です。

刑を終えて出所した人の人権



現状と課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、さらにその家族に対する差別や偏見は根強く、本人の更生意欲にかかわらず、住居の確保、雇用、結婚などが困難となる場合があるなど、社会復帰や社会参加の大きな妨げとなっています。

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の謝罪や被害回復に向けた努力、強い更生意欲が必要であるとともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が大切です。そのため、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見を解消するための教育・啓発とともに、本人の自立を支援する体制づくりが課題です。

ホームレスの人権



現状と課題

著しい社会経済情勢や雇用情勢の変化の中で、自立した生活をする意欲がありながら、やむを得ない理由で野宿生活を余儀なくされている人々が、嫌がらせや暴力を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害が問題となっています。

国は、平成14年（2002年）に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を制定し、平成15年（2003年）には同法に基づく「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を策定しました。

ホームレスの人権についての教育・啓発を推進するとともに、ホームレスの相談・支援体制を充実させることが課題です。

性的指向を理由とする人権侵害



現状と課題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性愛（ホモセクシュアル）、両性愛（バイセクシュアル）を指します。このうち同性愛者、両性愛者は少数派であるがために周囲から理解されにくく、性的指向を理由にした差別や偏見に苦しむ人々があります。そのため、同性愛者、両性愛者であるということの表明（カミングアウト）がされにくく、人権侵害の実態がわかりにくくなっています。

性的指向を理由とする差別や偏見を解消するための教育・啓発を推進するとともに、日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実が課題です。

性同一性障害のある人の人権



現状と課題

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）の不一致によって社会生活に支障がある状態をいいます。からだとこころの性の食い違いに悩みながら、心ない好奇の目にさらされるなど、差別や偏見に苦しむ人々があります。

国は、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を施行し、性同一性障害のある人で一定の条件を満たす場合には、戸籍上の性別変更ができるようになりました。しかし、性同一性障害のある人に対する理解は十分とはいえず、根強い差別や偏見が生じています。また、先天的に身体上の性別が不明瞭であること（インターセックス）などを理由とする差別や偏見も問題となっています。

同性愛者、両性愛者なども含めて、いわゆる性的マイノリティ（少数者）の人々への差別や偏見を解消するための教育・啓発を推進するとともに、性的マイノリティの人々の日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実が課題です。

新たな人権課題



現状と課題

情報通信技術の進展、移動交通手段の発達、経済市場の国際的な開放や競争、地球温暖化の進行など、社会経済情勢や自然環境の著しい変化は、人々の価値観や暮らし方に大きな影響を与えています。このような著しい変化や平常時とは異なる状況などにより、従来の知識や理解では対応が難しい新たな人権問題・課題が生まれています。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波に加え福島第一原子力発電所の事故を引き起こしました。その影響は多くの地域と人々に及び、放射性物質に関する風評被害、避難先での差別的扱いなどの人権問題が生じています。

また、従来から認識されていた人権問題・課題についても、より慎重な対応や新たな解決の視点が求められています。

このような新たな人権問題・課題について正しく理解し、迅速かつ適切に対応することが必要です。そのために、国や県をはじめとする関係機関や民間の活動団体等との情報交換、連携・協力体制の強化を図り、人権教育・啓発につなげることが課題です。